

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 6 号

令和 6 年（2024年） 3 月 22 日（金）（第 6 日）

吹田市議会会議録 6 号

令和 6 年 2 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 6 年 3 月 22 日 午前 10 時開議

- 1 議案第 1 号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 4 号 吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 5 号 吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 6 号 吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 7 号 吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 9 号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 10 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 11 号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 12 号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 13 号 吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 14 号 千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 15 号 吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 17 号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 18 号 吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第 25 号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
- 16 議案第 26 号 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 17 議案第 28 号 市道路線の認定及び廃止について
- 18 議案第 40 号 令和 5 年度吹田市一般会計補正予算（第 10 号）
- 19 { 議案第 41 号 令和 5 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 42 号 令和 5 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 43 号 令和 5 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 44 号 令和 5 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 45 号 令和 5 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 46 号 令和 5 年度吹田市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 47 号 令和 5 年度吹田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 20 議案第 29 号 令和 6 年度吹田市一般会計予算
- 21 議案第 30 号 令和 6 年度吹田市国民健康保険特別会計予算
- 22 { 議案第 31 号 令和 6 年度吹田市部落有財産特別会計予算
議案第 32 号 令和 6 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
議案第 34 号 令和 6 年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 35 号 令和 6 年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

- 議案第36号 令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- 議案第38号 令和6年度吹田市水道事業会計予算
- 議案第39号 令和6年度吹田市下水道事業会計予算
- 23 議案第33号 令和6年度吹田市介護保険特別会計予算
- 24 請願第1号 大阪・関西万博会場の見直しを求める請願
- 25 請願第2号 大阪・関西万博開催の中止を求める請願
- 26 { 議案第21号 (仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について
- 議案第22号 旧市営岸部中(北)住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について
- 議案第23号 円山町1号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について
- 議案第24号 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事(I期工事)請負契約の一部変更について
- 議案第27号 包括外部監査契約の締結について
- 27 議案第49号 吹田市副市長の選任について
- 28 議案第50号 吹田市監査委員の選任について
- 29 市会議案第1号 政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書
- 30 市会議案第2号 国際的な知見に基づくPFAS対策を求める意見書

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○ 出席議員 34名

1番	益田洋平	2番	梶川文代
3番	五十川有香	4番	西岡友和
5番	久保直子	6番	中西勇太
7番	石川勝	8番	後藤恭平
10番	玉井美樹子	11番	山根建人
12番	村口久美子	13番	後藤久美子
14番	川田尚	15番	江口礼四郎
17番	浜川剛	18番	井上真佐美
19番	野田泰弘	20番	竹村博之
21番	塩見みゆき	22番	柿原真生
23番	清水亮佑	24番	今西洋治
25番	林恭広	26番	澤田直己
27番	白石透	28番	有澤由真
29番	矢野伸一郎	30番	小北一美
31番	橋本潤	32番	乾詮
33番	高村将敏	34番	井口直美
35番	泉井智弘	36番	藤木栄亮

○ 欠席議員 0名

○ 出席説明員

市長	後藤圭二	副市長	春藤尚久
副市長	辰谷義明	水道事業管理者	前田聡
危機管理監	岡田貴樹	総務部長	小西義人
行政経営部長	今峰みちの	税務部長	中川明仁
市民部長	高田徳也	都市魅力部長	井田一雄
児童部長	北澤直子	福祉部長	大山達也
健康医療部長	梅森徳晃	環境部長	道澤宏行
都市計画部長	清水康司	土木部長	真壁賢治
下水道部長	柳瀬浩一	会計管理者	杉公子
消防長	笹野光則	水道部長	山村泰久
理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当）	前村誠一	理事（家庭児童相談担当）	岸上弘美
理事（福祉指導監査担当）	岡松道哉	理事（公共施設整備担当）	伊藤登
理事（地域整備担当）	梶崎浩明	教育長	大江慶博
学校教育部長	山下栄治	教育監	植田聡
地域教育部長	道場久明		

○ 出席事務局職員

局長	古川純子	次長	二宮清之
参事	守田祐介	主幹	井上孝昭
主幹	稲見敦史	主任	杉山裕幸
主任	新宮航平		

○
(午前10時 開議)

○野田泰弘議長 ただいまから2月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御承知願います。

本日の署名議員を私から指名いたします。

13番 後藤議員、29番 矢野議員、以上両議員にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

○野田泰弘議長 日程1 議案第1号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第1号について、審査いたしました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給しようとするものであります。

委員からは

- 1 勤勉手当の支給の時期と割合
- 2 勤勉手当の支給要件となる任用期間の算定方法
- 3 国の通知を踏まえ給与改定を遡及して適用する必要性
- 4 会計年度任用職員数の今後の推移
- 5 条例改正を契機としたさらなる人材確保の検討などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本件に対する意見は別になく、続いて採決しましたところ、全員異議なく、議案第1号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め討論を終わり、議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○野田泰弘議長 次に、日程2 議案第4号を議題といたします。

本件につきましては過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託いたしました。委員から審査が終わっていないので、次の定例会まで継続審査をいたしたい旨報告がありました。

お諮りいたします。

報告どおり継続審査いたしても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は次の定例会まで継続審査することに決定をいたしました。

○野田泰弘議長 次に、日程3 議案第5号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第5号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、南山幼稚園及び山田保育園を統合し、幼

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

保連携型認定こども園とするものであります。

委員からは

- 1 入園希望者が定員を超える場合の弾力的な運用
 - 2 新たに設置する幼保連携型認定こども園の命名方法
 - 3 市民の保育ニーズに応じて公立保育園を適正に配置する必要性
 - 4 保育士の人材確保支援に関する取組状況
 - 5 パブリックコメントに対する市の対応
- などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する賛成意見が2件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第5号を原案のとおり承認をいたしました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程4 議案第6号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第6号に

ついて、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、介護保険料の保険料率の改定を行おうとするものであります。

委員からは

- 1 納付額の算定方法が分かる資料を保険料通知に同封する必要性
 - 2 介護保険給付に係る国、府、市での公的費用の負担割合及び保険料の負担軽減策
 - 3 被保険者からの納付相談に対して丁寧な対応を行う必要性
 - 4 保険料減免の対象となる要件
- などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する反対意見が1件あり、続いて採決しましたところ、賛成多数で議案第6号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 議案第6号 吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、会派を代表して意見を述べます。

本議案は、2024年度4月1日から開始する第9期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の保険料基準額を現行の月額5,980円を6,280円に改正しようとするものです。

介護保険制度は、高齢者が社会の一員として尊重され、加齢に伴う心身の変化、疾病等により、要介護状態となっても、一人一人のニーズに応じた多様なサービスを提供し、充実した生活を送れることを目指し、創設されました。もって、国民の健康医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的にしています。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

制度が始まった2000年、第1期の保険料基準額は3,006円、これを来期の基準額と比べると、6,280円で2倍以上になっています。

65歳以上の人口は、当時4万4,885人でしたが、2024年は9万1,708人と推計されています。高齢化に伴い、介護給付費が増大していくことは当然のことです。今の制度では、介護サービスの利用が増えたり、介護労働者の労働条件を改善すれば保険料も上がるという根本矛盾を抱えています。保険料引上げか、受たいサービスが受けられないなどの制度後退か、常に二者選択が迫られるこの矛盾をなくし、保険料負担を軽減することが求められます。介護保険制度は社会保障です。国に対し、国庫負担の増額を要望してください。

吹田市は、第9期介護保険事業計画における保険料設定に当たり、30億円の基金を全て取り崩し、所得階層区分を現行の19段階から20段階とし、被保険者の保険料負担軽減に最大限努力されたことは認められます。しかし、それでも、所得階層第4段階以上の全てで保険料が引上げとなり、物価高騰の続く今、さらに高齢者の負担を増大させることになる本条例改正案は承認することができません。

○野田泰弘議長 以上で討論を終わり、議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○野田泰弘議長 次に、日程5 議案第7号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第7号に

ついて、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、指定介護予防事業支援事業者の指定の要件が変更されることに伴い、指定の更新の同時申請に係る手数料を設定しようとするものであります。

委員からは

- 1 居宅介護支援及び介護保険支援を一体的に運営している事業所の数
- 2 本条例改正によるメリット
- 3 居宅介護支援及び介護予防支援の指定の更新に係る申請が同時に行われる見込みなどについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第7号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め、討論を終わり、議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○野田泰弘議長 次に、日程6 議案第9号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第9号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、国民健康保険法施行令の改正内容に準じ、保険料軽減対象を拡大するとともに、保険料の賦課限度額を、大阪府国民健康保険運営方針に定める内容のとおりとしようとするものであります。

委員からは

- 1 本条例改正による被保険者へのデメリット
- 2 保険料の府内統一化後に、本市が府の賦課限度額を適用しない裁量の有無
- 3 保険料の増額により見込まれる被保険者からの問合せの増加への対応
- 4 市の独自減免基準廃止後における減免相談への対応
- 5 保険料の府内統一化後に、災害や感染症が発生した場合における減免適用に至る手続の流れ

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する反対意見が2件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第9号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 議案第9号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党を代表して意見を述べます。

常任委員会意見でも述べましたが、軽減判定基準の変更については、所得が一定基準以下の世帯に対して均等割、平等割の保険料を軽減する措置が取られるなど、軽減判定基準が見直され、保険料が引き下げられる対象世帯が拡大することは、私たちも求

めてきたことであり、評価するものであります。

また、退職者医療制度の廃止については対象者が激減し、実質的な影響がないことから理解できます。

しかし、賦課限度額の変更については、例年、年末の税制改正大綱の閣議決定を受けて、政令改正に基づき、吹田市国民健康保険条例の一部改正を行っていましたが、来年度以降は、大阪府国民健康保険運営方針で定められた額とするもので、これは、各市町村が国保料を決めると、現在も定められている国民健康保険法の趣旨に反するものではないでしょうか。国会における国保の都道府県化の議論においても、厚生労働省は、都道府県化実施後も一般会計の繰入れは自治体の判断でできる。生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと答弁するなど、保険料の賦課権は市町村にあるとしています。これらは、地方自治の原則を完全に否定することはできないからであります。

今回の改正案では、大阪府が、法第82条の3第3項の規定による通知を行った日において施行されていた政令の規定に基づく基礎賦課額の限度額を超えることができないとしています。法第82条の3は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料の標準的な水準を表す数値を算定し通知することとしか書かれておらず、それらを市町村の保険料とせよとは書かれておりません。ですから、幾ら大阪府が統一保険料となったとしても、自動的に限度額を含めた保険料の決定を大阪府に委ねることは、自らの権限を放棄していくことになり、容認することはできません。

吹田市は、府内統一化が行われ、実質的な負荷権が大阪府に移ったもとでも、法の趣旨にのっとり、賦課限度額も含めた保険料の決定に最終的な責任を持つべきです。

以上の理由により、本条例改正案に反対をいたします。

○野田泰弘議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第9号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し述べます。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

今回の条例改正の内容は、保険料を軽減する判定基準が見直され、対象範囲が少しだけ広がるとい、一見は低所得者に優しい軽減措置をするように見受けられますが、府内統一化による新たな保険料の増減率は、低所得者のほうが特段に高い率となっています。これでは低所得層には大変厳しくつらい、ひどい負担増を強いていると言わざるを得ません。

これまで吹田市では、応納応益負担の原則に基づいて、所得割に比重を置いて、均等割や平等割について抑えていきましたが、府内統一化による新たな保険料はこれまでとは真逆の方の応納応益負担の原則をも逸脱した保険料になっているということを大阪府に対して強く訴えるべきと申し上げておきます。

また、今般の保険料府内統一化によって、低所得帯も含め、ほとんどの所得帯の保険料が上がります。保険料の金額が変わらないのは、高所得帯の皆様だけです。値上げとなるその金額についても、過去吹田市でこれまで保険料が値上げになるということがあっても、その金額は数千円であったのが、今般の値上げは数万円となっています。これまでと桁が違いますので、保険料の決定通知書を送付した後は、窓口に多くの被保険者が殺到されるのはほぼ確実だと思います。その対応準備はしっかりとされておきましょう申し添えておきます。

なお、賦課権は市にあるとしながらも、市独自の減免等を行うことが許されておらず、地方分権は一体どこに行ったのか。忘れ去られていると言えるのではないのでしょうか。このまま黙って見過ごすわけにはまいりません。大阪府に対し、抗議すべきであると強く求め、本議案に対する意見とします。

○野田泰弘議長 以上で討論を終わり、議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

○野田泰弘議長 次に、日程7 議案第10号を議題と

いたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第10号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、普通財産の無償貸付または減額貸付の対象を拡大しようとするものであります。

委員からは

- 1 無償または減額貸付の条件及び減額割合
- 2 無償または減額貸付対象の拡大に係る検討の経過
- 3 無償または減額貸付における今後のさらなる対象拡大の予定
- 4 普通財産貸付で、市の公募事業実施中の民間事業者への条例改正後の無償貸付等に関し、それを認知せず公募しなかった事業所との公平性に関する市の考え
- 5 普通財産の無償または減額貸付を行っている他自治体の事例

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採択採決しましたところ、全員異議なく議案第10号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程8 議案第11号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第11号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の敷地の接道義務の適用除外の対象となる既存不適格建築物の大規模改修修繕等の認定に係る手数料等を設定しようとするものであります。

委員からは

1 新たに手数料を設定する大規模修繕等の認定に係る手続が法律等で規定された背景について質問がありました。

以上が、質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第11号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 日程9 議案第12号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第12号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、特定盛土等に関する工事の認可の申請等に対する審査手数料の設定等を行おうとするものであります。

委員からは

1 特定盛土等に関する工事の規制が強化された背景

2 宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査の具体的な実施方法

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第12号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第12号を採決いたします。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。
委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決されました。



○野田泰弘議長 次に、日程10 議案第13号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておいりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第13号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、構造等に係る基準の適用の対象となる道路の範囲を変更しようとするものであります。

委員からは

- 1 本条例改正により、構造等に係る基準が新たに適用される道路の詳細
- 2 専門的な内容などを含む、パブリックコメントの趣旨や概要を市民に分かりやすく伝える必要性などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第13号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。
委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。



○野田泰弘議長 次に、日程11 議案第14号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておいりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第14号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、北大阪都市計画千里ニュータウン地区地区計画に、新たに追加した地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定めようとするものであります。

委員からは

- 1 地区整備計画の区域内の建築物に新たな制限を設ける場合の手続について質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第14号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第14号を採決いたします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。
委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程12 議案第15号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第15号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、給水人口及び1日最大給水量を変更しようとするものであります。

委員からは

- 1 給水人口の増加にもかかわらず、1日最大給水量が減少している理由
 - 2 給水人口及び1日最大給水量の見直しを行う判断基準
 - 3 本条例改正と並行して手続を進める泉浄水所の取水地点変更の詳細
- などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採択しましたところ、全員異議なく議案第15号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。
委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程13 議案第17号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託されました議案第17号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、北千里地区公民館における指定管理者の業務を拡大しようとするものであります。

委員からは

- 1 本条例改正に伴う北千里地区公民館を含めた複合施設のより一体的な運営が利用者にもたらすメリット
- 2 本条例改正により、同公民館の当該業務の現状が確実に改善すると判断した理由
- 3 再公募することなく、安易に当該業務を現在の指定管理者の業務に加えることの妥当性
- 4 地域や利用者との対話が不十分な中で、拙速に当該業務を指定管理者に担わせることの是非
- 5 当該業務の円滑な実施に向けて、地域人材の活用を指定管理者に働きかける必要性
- 6 現状の市と指定管理者との連携状況
- 7 同公民館を含むまちなかりビング北千里に関し、市のホームページを現状に合った内容に更新する必要性

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

本案に対する反対意見が2件、賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第17号を原案のとおり承認しました。

以上で報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 議案第17号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党吹田市議会議員団を代表して意見を述べます。

今回、完全に指定管理を導入する北千里地区公民館は、2022年11月にまちなかりビング北千里に移りました。北千里地区公民館の40周年の冊子にも記されているように、新しい公民館でも交流をしてつながりたいと、利用者をはじめ、地域住民も期待をしていました。

まちなかりビング北千里がスタートする際、北千里地区公民館については、館長のみこれまでどおりで、地域の人を配置していた事務員は指定管理者にとのことでした。それでも、企画運営は今までどおりということであり、わざわざ指定管理者制度を導入する理由はどこにもありませんでした。

そもそも根拠となる法律の違う施設を融合と無理やりスタートし、運営の手法を公民館のみ一部吹田方式を残すとし、受付を担う指定管理事業者には、貸館の業務のみの引継ぎであったこと、まちなかりビング北千里に北千里公民館が入っていることが看板もなく分からず、町北のインスタグラムには、公民館のことが何も出てこず、様々な理由が重なり、スタートからボタンの掛け違いが始まっていました。

さらには2023年8月には学校長以外、企画運営委員事務員が集団で辞任をしました。融合を無理やり導入し、受付に指定管理を導入したことで、公民館の受付は豊かにサークル活動を広げるものでなく、単なる貸館業務としてしまったことから、さらなる

掛け違えが進み、地域の住民にとって利用しにくい、そして、楽しく講座で学んでも、そのことを共有し、おしゃべりすることもはばかれる。これまでの公民館と全く違うものとなってしまった。地域の実情を加味せず、安易に融合とか新しい何か生まれるとか言って無理やりに進めたことについて、どのような振り返りが行われたのでしょうか。文科省生涯学習政策局社会教育課は、集う、学ぶ、結ぶと、公民館の役割について書かれ、地域住民が集まり、自分たちの力で絆を深め、安心、安全なまちづくりに貢献することが公民館の使命だと記されています。

北千里地区では41年間、地域のつながりを北千里公民館で深め、交流をしてきました。吹田の公民館はどこでも吹田方式と言われる運営方式で、各地域の特色を生かしながら運営をされ、災害対応をはじめ、講座や行事を通じて世代間の交流も行われてきました。

今回、北千里で起こったことについて、各地域では、施設がきれいになれば、これまでのコミュニティやつながりがなくなってしまうことが起こるのではないかと危惧する声も聞かれています。

公民館は地域の人が集まり、地域のために共同作業を行い、交流の輪を広げ、安全で安心な地域のまちづくりに貢献していて、これからもその役割を果たします。その活動は、地域で顔の見える関係、信頼関係のもと活動し、運営することでこそ役割を果たせるものです。

公共・公益性の役割が強い公民館は、そもそも指定管理はなじみません。ましてや公募もせず、地域との連携が取れていない事業者にそのまま指定管理事業者にということについて違和感があり、安易なやり方と言わざるを得ません。よって認めることはできません。

○野田泰弘議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第17号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、市民と歩む議員の会を代表いたしまして、反対の立場で意見を申し述べます。

当該条例の改正内容は、北千里地区公民館の公民

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

館運営において、これまでは直営の公民館長を置き、地域の方々が企画等を行うという住民に運営を任せていた、いわゆる吹田方式から、指定管理者に公民館の運営業務を全て委託へと変更をするものです。この変更内容は、吹田市の公民館運営において、これまで実施していない手法であり、指定管理者だけでなく、それ以外の関係者と十分な対話をした上で、緊急避難策としてやむを得ないということであれば、一定仕方ない点ではありますが、残念ながら、条例提案までに、公民館の運営会議や館長会議などにおいて、そのような提案等ではありませんでした。

また、常任委員会にて資料をいただきましたが、公民館の運営を指定管理されているとして、市が提示された10市のうち、複合化かつ民間に事業者委託をしているのは2市のみであり、そのうち近隣の箕面市でさえ、視察すらも行かれていませんでした。指定管理をしている施設の他市事例等の研究も甘く、これまでの吹田方式に代わる新たな公民館運営の手法提案するには不十分な研究、検証状況と言わざるを得ません。

また、パブリックコメントの意見では、133件中の半分以上が条例改正の必要はないことや、直営に戻すことを提案されています。各議員の皆様も意見の全文をお読みいただいたかと思いますが、その他の意見においてなどは、そこにはお一人お一人の吹田市独自の公民館等に対する期待や思いが書かれていました。

さらには市議会議長、市長、教育委員会宛てにも100人を超える市民の方々から、北千里地区公民館指定管理全面委託に対する陳情書が提出されました。これら市民の意見等について、行政自らが公平公正とは言えない、市民の方々にレッテル張りするようなことを委員会にて発言をされ、真摯に耳を傾けようとしない姿勢には、遺憾であり、看過できません。

なお、市は委員会において、指定管理となっても、地域の方々も企画運営等に参画していただく仕組みを構築するとのことでしたが、指定管理制度において、市民に決定権を持つ手法は可能なのか、疑問です。

答弁では、企画運営委員のような関わりという内

容で、どういう参画が望ましいのか等についても、地域とは話合いがなされていない状況です。行政や指定管理が勝手に仕組み等を決めて、それを押しつける。それに従えない市民は排除するというような非民主的な決め方ではなく、今回提案のきっかけとなっている企画運営委員の方々や館長が、なぜ8月末等で辞めることを選択するに至ったのか、その要因に立ち返り、これまでの利用者や地域との信頼回復に努め、行政が反省をした上で、十分な話合いすることを強く求めます。

また、残念ながら、当該事業が指定管理に一元化されたとしても、先ほど述べましたように、行政への信頼回復なしには、住民利用者が気持ちよくこの施設を使うことはできません。吹田市における公民館の意義をいま一度立ち返り、これらの一連の経緯等については、他の公民館館長を含めた十分な説明責任を果たすことを併せて求めておきます。

平成15年6月6日、文部科学省の通知にて定められています公民館の設置及び運営に関する基準の第7条では、公民館は地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとするとしてされています。また、8条においては、職員のあるべき姿も記載をされており、十分に考慮する必要があります。

今回は緊急避難策としてやむを得ないということであれば、仕方ない点ではありますが、それに至るまでの十分な対話は、これまで述べましたとおり、ありませんでした。拙速に、公民館の主たる事業を指定管理に吸収するという強引な方法ではなく、早急にこの原因を分析し、行政の至らなさは反省をした上で、自分たちが主体的に自主的に気持ちよく活動できる公民館であると言えるような、地域、利用者等との市民との十分な対話を行ってください。

市民との丁寧な対話の末、吹田方式の公民館の特性において、複合化は難しいとなれば、将来は単独化して、駅前性再整備に新公民館を設置するという可能性も十分あり得ます。改めて市民に寄り添い、時間をかけた十分な再検討を求めまして、以上、意見といたします。

○野田泰弘議長 以上で討論を終わり、議案第17号を

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。
委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程14 議案第18号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第18号について、審査いたしました経過並びに結果につきまして報告をいたします。

本案は、消防団員の身分の取扱いを変更しようとするものであります。

委員からは

- 1 休団基準を規則で定める必要性
 - 2 各分団で休団の判断に差異が生じない対策の検討
 - 3 これまで公認制度が条例に明記されていなかった理由
 - 4 勤務実績がよくない消防団員への免職処分の実施
 - 5 本市が目標としている消防団員数
 - 6 女性の消防団員を増やす取組の推進
- などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第18号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程15 議案第25号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第25号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、公用車の交通事故について、損害賠償額を決定しようとするものであります。

委員からは

- 1 本件事故発生に至る事実経過の詳細
 - 2 本件事故に係る本市の損害賠償責任保険の契約内容
- などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採択しましたところ、全員異議なく、議案第25号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程16 議案第26号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第26号について、審査いたしました経過並びに結果について報告いたします。

本案は、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の事務所の変更に係る規約の一部変更について、関係市と協議を行おうとするものであります。

委員からは

- 1 北大阪総合指令センターで勤務する本市の消防職員数
- 2 受信した119番通報の情報に係る各市消防本部への伝達方法
- 3 新たな自治体が協議会に追加された場合の経費の負担割合

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決いたしましたところ、全員異議なく、議案第26号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程17 議案第28号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第28号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、道路法の規定により、藤白台58号線ほか15路線を認定するとともに、川岸南吹田線ほか1路線を廃止しようとするものであります。

委員からは

- 1 本件各路線の市道認定及び廃止に係る経緯
- 2 市道認定の有無による道路管理方法の差異
- 3 災害時における認定外道路の取扱い

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第28号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は可決されました。



○野田泰弘議長 次に、日程18 議案第40号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第40号について、審査いたしました経過並びに結果を報告します。

本案は、令和5年度吹田市一般会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ28億9,474万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,689億1,987万円にしようとするものが主な内容であります。

各分科会での御審査の後、本委員会において本案に対する質問は別段なく、その後の討論では賛成意見が1件あり、続いて採決しますところ、全員異議なく議案第40号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第40号を採

決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。



○野田泰弘議長 次に、日程19 議案第41号から議案第47号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第41号から議案第47号までについて、審査いたしました経過並びに結果を一括して報告します。

議案第41号は、令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ5,493万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ350億9,051万8,000円に、議案第42号は、令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ151万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,942万9,000円に、議案第43号は、令和5年度吹田市介護保険特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ3,445万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ324億8,177万7,000円に、議案第44号は、令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ3億3,950万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億326万8,000円に、議案第45号は、令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ2,704万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億7,367万4,000円に、議案第46号は、令和5年度吹田市水道事業会計補正予算案であり、収益的収入を4,495万6,000円減額し、85億4,764万5,000円に、収益的支出を1億9,068万2,000円減額し、72億3,167

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

万4,000円にするとともに、資本的支出を1億3,500万円減額し、60億1,353万9,000円に、さらに、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を5,068万2,000円減額し、13億901万2,000円に、議案第47号は、令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算案であり、収益的収入を8,895億8,000円減額し、96億395万8,000円に、収益的支出を6億561万3,000円減額し、87億7,473万6,000円にするとともに、資本的収入を5億8,598万1,000円減額し、38億6,593万2,000円に、資本的支出を6億3,042万9,000円減額し、68億6,787万3,000円に、さらに議会の議決を経なければ流用することのできない経費を4,469万4,000円減額し、8億9,653万7,000円に、それぞれしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において、本案に対する質問意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第41号から議案第47号までを原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第41号から議案第47号までを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第47号までは原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程20 議案第29号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けるこ

とにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第29号について、審査しました経過及び結果を報告します。

本案は、令和6年度吹田市一般会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,708億4,862万4,000円にしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において、委員からは

- 1 少子高齢化社会の進展に伴う社会保障経費の増大に対応するため、特別職職員や部長級の一般職職員の人数を削減する必要性
- 2 子ども医療費助成の自己負担の廃止を検討する必要性
- 3 生成AIをより効果的に活用するため、全庁横断的に取組を進める必要性
- 4 事業の再編などの際に行われるべき市民への十分な説明等が不足しているとのことに関して、市の認識

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する反対意見が2件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第29号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 議案第29号 2024年度一般会計予算に対し、会派を代表して反対の立場から意見を述べます。

まず、評価できることについて述べます。

消防本部については、救急救命力向上のため、新

年度から救急対応、9 隊体制から10隊体制に増体をされます。評価するとともに一層の救命率向上に努力をされたい。

また、耐震性防火水槽の設置について2か所が計上されています。引き続き、計画的な増設を求めます。

また、女性職員の採用増や管理職への登用などとともに、我が党が早急な改善を求めてきた消防署等の女性専用設備について、計画的な整備が確認できました。

また、解体撤去後の中消防庁舎跡については、地域からの要望が反映されるように求めておきます。

本庁舎改修工事について、多額の予算計上と長期の工事が予定をされています。当初の計画からの変更点として、我が党が要望した障がい者等用駐車区画6台分に屋根の設置が追加されたことは評価できます。

不登校対策について、この5年間で、小学生の不登校については、2019年度の175人から、2022年度315人と1.8倍になっています。2023年度に府のモデル事業で実施された不登校支援員の配置は成果があったとして、新たに市単費で5校で配置をされ、計6校で配置、実施されることについては評価できます。しかし、週4日、午前中のみであり、子供たちの実態に見合った柔軟な対応を行うとともに、全校で実施されるよう、年度途中の予算措置も含め、積極的に対応されることを求めます。

妊娠・出産包括支援事業における産後ケア利用料の減免は、所得の状況にかかわらず利用しやすい環境を整える観点から評価できます。ただ、市内で利用可能な施設が少なく、利用施設の拡大に努力をされるよう求めます。

2022年の児童福祉法改正により、母子保健機能と児童福祉機能に、子供の発達支援機能も加えた子育て支援センターが設置されます。関係部署が一層連携し、妊娠期から子育て期の複雑で多様な課題に対し、切れ目のない包括的な支援を図ることになります。体制強化で専門職の増員をされることは評価しますが、いずれも会計年度任用職員です。安定的に専門職を確保するため、正規職員として配置する努

力をされるよう求めます。

障がい福祉事業者に対し、資格取得支援のための経費を一部補助する制度を拡充し、雇用前の職員を対象にし、新たに介護福祉士実務者研修を追加、補助率を全て3分の2にされたことは評価いたします。

障がい者グループホーム助成の入居率要件の緩和及び重度障がい者受入れ補助の創設等は評価いたします。さらに、運営費補助の増額に努力をされるよう求めます。

物価高騰に係る福祉施設等への応援金支給については、昨年度に引き続き、市民生活を支える重要な社会インフラである福祉施設等の運営支援となり、評価をいたします。

第2子保育料の無償化、保育所、四、五歳児クラスの保育士配置基準の拡充については、関係者や保護者、我が党も求めてきたものであり、評価できます。さらに第1子の保育料や保育所、ゼロ～3歳児の配置基準の拡充、拡充保育士の正規職員化に努力されるよう求めます。

新たに子供食堂等への運営費助成を実施することは、子供食堂運営者から望まれていたものであり、ボランティアなどで運営している人たちにとって助けになるものです。今回の助成経費は全額府の補助金で賄われますが、市独自でも支援をし、現在、10中学校区13か所で行われている子供食堂を目標の全18中学校区への設置、さらに小学校区に一つ以上の設置を目指し、引き続き取り組まれるよう求めます。

所有者のない猫の避妊・去勢手術等補助を増額し、頭数制限廃止と、市外の動物病院も対象にしたことは評価します。引き続き、地域猫活動をする団体への支援を広げ、住民トラブルの解消や環境美化及び動物愛護の啓発を図られるよう求めます。

昨年の決算委員会の提言を受け、3分の1に当たる公園の植栽の剪定回数を2回から3回に増やすことは、公園だけでなく、周辺の良い環境維持に資するものとして評価いたします。

上の川遊歩道事業について、蓮花寺橋から花壇踏切まで北進するための予算が提案をされており、交通環境の改善に資するものとして評価します。

卒煙支援ブースについて。民間事業者の寄贈によ

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

り、江坂公園、豊津公園に密閉型喫煙所が設置されることとなりますが、他の開放型喫煙所や、喫煙所が設置されていない駅前でも、受動喫煙防止のためにさらに設置箇所を増やすこと、喫煙を始めないための取組を求めます。この業務はもともとたばこのポイ捨て禁止やまちの美化から始まっていますが、今後は環境部ではなく、健康医療部として推進することを検討されるよう求めます。

バス停ベンチ設置補助を継続し、新たに上屋の設置も対象とすることで、バス利用者のみならず、誰もが一休みできるスポットとなることは評価をできます。

次に、要望や、また改善を求めるものについて申し上げます。

避難所の環境整備について。市が指定する避難所のうち、市民体育館、一部地区集会所で冷暖房機能が整備されていません。現在、学校体育館のエアコン設置が進められていますが、市民体育館への整備予定はありません。

現在、スポーツ推進計画、スポーツ施設整備方針を策定中です。市民体育館へのエアコン設置に向け、関係所管で協議するよう求めます。

人材マネジメントシステムの導入について。依願退職者が年々増加しています。近年、自治体においても、若年層の離職が大きな課題とのことですが、吹田市も、とりわけ若年層の依願退職数が多い傾向にあります。人材マネジメントシステムの導入は、人事情報をデータベース化し、モチベーションの維持や離職防止のための適材適所の人事配置を行うことを目的としているとのことですが、初任給が中核市で最低水準であることを改めることや、各職場内での日常的なコミュニケーション、育成事業などを組み合わせた一層の努力を求めます。

犯罪被害者見舞金について。制度を創設されたことは評価できます。ただ、その対象者の範囲に同性パートナーを認めるかどうかについては、3月26日に国の犯罪被害者給付金をめぐる最高裁の判決を受けて検討するとされています。パートナーシップ宣誓証明制度を持つ本市においては、そのことを待たずとも、同性カップルも対象とされるよう求めます。

学校給食費の補助について。小学校無償化は半年間、中学校給食の半額補助は1年間実施をされます。経済的支援として継続されることは評価できますが、小学校については半年間としていることについて、年間を通しての実施や、さらに恒久化していくことについて検討するよう求めます。

中学校の不登校は2019年度の345人から2022年度486人と、約1.4倍になっています。新年度から南千里駅前の総合防災センター内に教育センターが移転し、これまで別々の場所にあった光の森と学びの森が一緒になり、教育支援教室として拡充され、支援学級の児童も受入れ対象となります。支援が充実するよう、十分な人の配置を求めます。基本は子供たちの心のケアとともに、それに対応できる教職員を学校に配置することです。市の単費での配置に踏み出されるよう求めます。

学校図書費について。昨年に比べ、少し増額はされていますが、小学校は30万9,389円、中学校は19万7,222円で、全国平均と比較すると、小学校は15万8,611円、中学校は45万9,778円も少なく、抜本的に拡充するよう求めます。

情報発信プラザInforestすいたの廃止について。当初からその必要性和高額過ぎる家賃に見合った活用になっているのか指摘をしてきました。3年前に契約更新したことにより、原状復旧費用が発生することになりました。決断が遅過ぎます。EXPOCITYに設置することに固執していた後藤市長に反省をしていただきたいと思います。

コロナ禍、物価高騰と苦しい状況が続いている地域経済を応援する具体的に支援をしていく対策が全く提案されていないのが残念としか言いようがありません。早急に支援策を含め、商業を応援する対策が行われるよう求めておきます。

学童保育の施設改修について。計画的に進めようとしていることは認めますが、改善要望について積極的に取り組まれるよう求めます。特に、悪臭がひどく使えない、扉がカーテンとなっている、こういったトイレについて、トイレは人権の意識を持ち、改善を進めてください。

また、災害時の放送の受信が整っていない育成室

についても早急な改善を求めます。

児童保育の指導員の確保と待機児童対策について。指導員確保を進めるとして、民間委託を進め、現在12か所、新年度から14か所、そしてさらに4か所の民間委託が計画されています。人材派遣を導入し、多額の費用をかけたものの、人材確保につながっていません。また昨年、4年生の居場所としてスタートしたキッズスクエアは、11か所で新年度はスタートします。子供たちの放課後は、単に居場所があればいいというのではなく、保護者の就労保障であり、子供にとって豊かな放課後を保証するものです。100人を超える子供の命を預かる現場に正規職員がいないことに関し、市長は昨年の選挙中に、指導員の任用の在り方を見直すと言っていました、進んでいません。居場所事業に行くことになった4年生の、リーダーになりたかったという気持ちを打ち砕くことがないよう、待機児童対策に取り組むことを求めます。待機児童が生み出される理由については、指導員の欠員によるものとされてきました。そして、その唯一の解決策として、民間委託が進められてきましたが、一向に改善をされていないのが現状です。留守家庭児童育成室は有資格者によって、保護者の就労と児童の豊かな放課後を支えてきました。正規職員、フルタイム勤務など、任用形態の見直しや対人援助の専門職としての育成が図れる職場環境を構築することが最も重要です。指導員確保に向けた抜本的取組を求めます。

重度障がい児・者の外出支援のため、一般のタクシーに加え、リフトつき福祉タクシーを対象にクーポンを支給することは評価をいたしますが、一般タクシーについては、1回の乗車につき2枚までと制限をせず、必要な枚数が使用できるように改善されるよう求めます。

北千里駅前再整備について。千里ニュータウンの町並みにふさわしい駅前再整備とすること、地域住民との対話、説明責任を果たすことを求めます。今後、準備組合が住民の意見を取り入れるかどうかは不明であり、公共部門である都市整備推進センターの役割を發揮するため、市としても努力することを求めます。

大阪府が進める万博公園南側活性化事業について。現在示されている事業者案では、地域住民からの意見が反映されている部分もありますが、住宅展示場跡地に共同住宅を設置する内容は変わっておりません。今後、計画案が出されたら適正に審査すると市は言いますが、これまでも市は住宅建築は認めないと明言されておらず、事業計画に合うように条例の解釈を変えてはならないと考えます。スポーツ・レクリエーション地区にふさわしいまちとなるよう、市は主体的な対応が求められています。

自転車用ヘルメット購入の補助件数を1,000件とされていますが、申請数に見合った補助件数となるよう、増額を検討することを求めます。

次に、認められないものについて申し上げます。

職員の長時間労働解消について。コロナ禍に比べれば少なくなっているとはいえ、過労死ラインと言われるような長時間労働の実態が各職場にあり、解消のための取組が抜本的に進んでいるとは言えません。第3期職員計画では、人口が増えるなどして仕事量が増えているにもかかわらず、本来必要な職員数を増やす計画にはなっていません。小手先の対策ではなく、根本的な改善を求めます。

会計年度任用職員について。昨年の人事院勧告を受けて、本市正規職員の給与引上げが遡及措置されました。一方、国の種々の通知では、会計年度任用職員に対して、地方自治体として正職員に準拠する給与改定が求められていましたが、市は遡及適用しないことをシステム上の理由などを言い訳に終始し、しております。国の同一労働、同一賃金や平等の原則に反しており、早期の改善が求められています。府内でも給与の遡及支給実施が多数となっており、市の対応は不十分と言わなければなりません。

中学校へのデートDVの出前講座については、2024年度も引き続き実施されますが、2023年度実施を見送られた小学校へのみんな生き生きプログラムについて検討がされておられません。

指定管理者制度が導入された都市公園の第三者モニタリングでは、一部で樹木が枯れる等、樹木の生育の問題のなどについて課題があることが明らかになりました。直営であれば、そのようなことは起こ

らないと答弁されています。民間のノウハウを活用し、市民サービスを向上することが、指定管理者制度導入の前提のはずが、樹木など公園管理の最も基本的な技術や知見が十分でない事業者が管理をしており、今後のPark-PFIや指定管理者制度の導入計画については、一旦見直すべきです。

また、68年が経過した中之島公園の再整備については、Park-PFI手法によらず、市の責任において行うべきです。老朽施設の更新や大型遊具など、住民のニーズに応え、引き続き誰もが利用しやすく、緑豊かな公園となるよう改修を行うことを求めます。

北千里公民館の指定管理導入について。吹田市内の公民館は吹田方式と呼ばれ、地域の連合自治会に運営を委託してきました。館長は地域の方を会計年度任用職員として雇用し、文化祭は、地域で企画運営委員会を中心にした実行委員会を開き、地域の特色を生かし、生涯学習の場として地域で学び、文化をつくってきました。無理やりに3施設を一体化し、管理運営手法を複雑化したことが、混乱を招きました。それをあたかも地域住民が運営できなかつたからとして、安易に指定管理者を委ねることにより、地域と切り離してしまうことが懸念をされております。

二十歳を祝う式典について。2016年から比較すると、予算額全体は7倍になっており、この2年間は市長の身内をゲストとして呼び、公金を支出していたことは市政の私物化と言わざるを得ません。清新な市政を掲げた所信をお忘れでしょうか。新年度はさらに予算を増額していますが、二十歳の青年をお祝いするという式典本来の目的を達成するよう求めます。

万博関連の機運醸成について。そもそも関西万博の開催が危ぶまれ、破綻をしています。ワークショップという、よく分からない取組に3,000万円を超える税金を投入することは、市民理解を得られるものではありません。

高城児童会館移転建て替え後の日の出児童センターについて、ほかにはない18歳までの受入れや不登校の居場所等新たな機能を加え、その運営をノウハ

ウのある民間事業者に指定管理で実施をするとして、います。事業実施には、地域や学校との連携が必要であり、地域は市直営の運営を望んでいます。機能強化で、安易に指定管理者制度の導入すべきではありません。

来年度の保育園未利用児、いわゆる待機児童数が900人以上に上ることが明らかになりました。市は国基準では待機児童が解消したとして、待機児童解消アクションプランを終了しましたが、実態は、入りたくても入れない、兄弟分園や遠方で入所を諦めざるを得ない子供たち、保護者たちが多数いるなどの表れです。市はこれらの状況を真摯に受け止め、認識を改め、市の待機児童解消に向けた特別な対策が必要です。

第9期吹田市高齢者保健福祉計画、第9期吹田健やか年輪プランの策定に当たっての事業所アンケートでは、61.5%の事業所で職員が不足していると回答し、障がい福祉事業所の職員充足率は、40.7%であり、事業の維持ができなくなる危険水域となっています。しかし、市は喫緊の課題としながらも、効果的な人材確保策を打ち出していません。他職種に比べ、他の職種に比べ、賃金が低いことが人材不足の一つと考えられます。奨学金代理返還制度や家賃補助等、実質的に賃金の上乗せになるような対策を実施することが求められています。

来年度1回支給だけで廃止となる障がい者福祉年金について、その財源を活用し、年金にかわる事業を実施するとのことでしたが、実際は法律改正によるものや、年金の趣旨とは関係のないものも含まれ、年金削減に代わる生活支援やサービス向上につながっていません。また、事業廃止や廃止に伴うそれに代わる事業の実施についても、障がい当事者の声や実情を無視し、一方的に進めるやり方は、障害者権利条約に反しています。予算委員会の意見の中でも述べましたが、障害者権利条約や国連の勧告に従い、誠実に履行するならば、障がい者福祉年金及び難病患者等給付金事業は継続すべきであるとともに、さらなる施策の充実が必要です。

以上、個別の案件について申し上げましたが、予算編成におけるバランスの公正さに問題があるかと考

えます。総括質疑で指摘をした学童保育の施設改善と、二十歳を祝う式典に関しても、個々の事業を見比べるものではないと言われていましたが、その結果、市全体を見渡して、より切実な課題を後回しにするという、バランスを欠いています。その責任は市長にあります。

また、財政調整基金については、第4次総合計画が見直され、標準財政規模の20%として、約160億円を予定しています。市は感染症対策や災害時、緊急時の財源としての確保を理由にしていますが、その根拠も曖昧であり、例えば、コロナ禍のもとで基金を活用した施策の多くが、その後、国の交付金の手当によって、逆に積み増しされているのが実態となっています。市民生活はさらなる物価高騰や社会保障の削減などで困窮している状況であり、必要な施策に対して柔軟かつ積極的な活用が行われなければなりません。

また、市民の声をまともに聞かない市長の政治姿勢の問題も鋭く問われています。昨年の市長選挙当選後には、これからもさらに市民の意見を聞いていくと言われていましたが、新年度の予算や事業について、市民から何をどのように聞いたのでしょうか。住民自治の形骸化は後藤市政の特徴となりつつあると言えます。そのもとの、80年を超える市政運営を担ってきた先人たちに敬意と感謝を表すと言いながら、先人の築いた暮らしやすい吹田のよさを削ったのが、新年度予算であると考えます。

歳入では、財政調整基金の繰り戻しが約47億円となっており、収支が改善されたかのようにも見えますが、当初の見込みが甘いとの見方ができるのではないのでしょうか。適正な予算の計上を十分に図ることで赤字体質予算から脱却できると考えます。

さきの決算委員会の質疑において、流用と減額補正額と不用額が多い。今後はしっかりと精査していただき、予算と執行額に大きな乖離がないような予算組みをしていただくべきかと思えます。これだけの財源があるならば、当初にもっと事業ができた。例えば、今は小学校給食の無償化の継続をされていますが、これだけ不用額、不用財源があるならば、次年度以降も継続的にそういう事業ができるのではないかという疑問を持ちます。この点について、副市長はいかがでしょうかと尋ねたところ、春藤副市長の答弁は、もう少し当初予算の精査が必要ですし、疑念を持たれたように、もっと市民にとって必要なサービスに回せるんじゃないかと考えられてもやむを得ないと私も思いますので、これからはさらに予算の査定等を徹底して行いたいと思えますと答弁されています。

令和6年度当初予算編成において予算査定を徹底して行われた結果が、今回、物価高騰の影響を受ける子育て世代への支援策として、小学校給食の無償化が半年間の極めて限定的なものとなったということでしょうか。中途半端な支援となっていることは残念でなりません。教育の無償化を重要政策に掲げる我が会派としては、引き続き、令和6年度における小学校給食費無償化の通年実施を強く要望します。

また、改めて、令和5年度の決算の状況と、令和6年度当初予算の執行状況をしっかりと検証していきたいと思えます。

次に、分かりやすい予算説明書や議案参考資料の作成について一例を挙げますと、予算委員会財政総務分科会で質問させていただきましたが、北摂5市による共同消防指令センターに関する予算33億469万2,000円が、消防総務事業や指令事業で拡充扱いとされていないなど、予算説明に分かりづらいところが見受けられます。多額の予算が計上されている以上、市民に分かりやすい予算説明書や議案参考資

(傍聴席騒然)

○野田泰弘議長 傍聴人に申し上げます。吹田市議会傍聴人規則により、拍手その他の方法で公然と可否を表明することは禁じられておりますので、そのような行為をしないよう求めます。

ただいま柿原議員の討論の中で、議題範囲外と思われる発言があったように思われますので、もし、あれば、後刻調査の上、会議録作成の際、議長において適当な措置を講じます。32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 議案第29号 令和6年度吹田市一般会計予算について、大阪維新の会会派を代表し、意見を述べます。

本予算案は、過去最高額の予算規模であり、かつ、市税収入も過去の決算最高額を上回る見込みとなっています。しかしながら、84億円の収支不足が見込まれ、財政調整基金の取崩し80億円と、臨時財政対策債の借入れ4億円による財源補填がなされての予算となっています。貯金の取崩しと借金による赤字体質な予算であることは拭えない事実です。

コロナ禍も収束し、平常な状況に戻っている現在、予算規模が過剰に増大しているのではないかと危惧します。人件費の増大や消費的経費の増大を見ると、持続可能な財政運営を図るために、行政の無駄をなくすという観点から、十分な予算の精査が必要だと感じるところです。

また、一方で、令和5年度の一般会計補正予算に目を向けると、歳出では、財政調整基金など、主要な基金への積立金や、小・中学校の屋内運動場空調整備等大規模改修予算の増額を除けば、約40億円を上回る不用額が減額補正されています。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

料の作成に努めていただくことを要望します。

令和6年度吹田市一般会計予算については、不足する部分も疑問に思う点もありますが、市民生活への多大な影響を回避することを熟慮し、予算案に賛成することといたします。

○野田泰弘議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第29号 令和6年度吹田市一般会計予算について、市民と歩む議員の会を代表いたしまして、反対の立場で委員会意見に加えまして、意見を申し述べます。

当該予算につきましては1,700億を超え、近年においても大きな予算額となっています。これらの予算審議においては、主に新規拡充や廃止等となった財源の使い道、市民の現状をどのように把握しているか、決算等にて指摘をさせていただいたことなどを中心に、それぞれ分科会等において審議を行いました。

文教市民分科会分の資料としていただきました令和5年度に団体から提出された令和6年度の予算に関する要望等から、市民の方々からいただいたニーズに応えるということは、行政の役割として重要な責務であると考えます。

これらのほかに、市民等からの要望を受けても反映しなかった事業はなぜ反映されなかったのか、また、優先順位をどのような基準で設けているのかということは十分に透明化される必要があります。その立案根拠や過程について、民主的なプロセスを経ていることが行政において必要不可欠です。

当初予算において、例えば、合理的配慮に係る必要な予算や学校図書購入経費や学校体育館へのエレベーター設置等の促進、学校のエレベーター設置等も含めたの促進、子供食堂への拡充予算、校内居場所支援教育の専任教員の配置、医療的ケア児運営会議への指導医師の配置、救急隊等の増隊など新規拡充等の予算を含めて、このようなプロセスを経て、必要なところには積極的に予算は十分につけていただきたいと思います。

一方、決定プロセスに市民不在の状況が多い点は看過できません。委員会でのやり取りなどに加えて、

以下、改善などを求める事業について申し述べます。

建設環境分野において、卒煙支援ブースの設置数は拡大をするが、卒煙啓発活動の縮小については、実際的に、密閉型喫煙所を増やすことによる卒煙の効果は薄いと捉えざるを得ず、このブースの意義が曖昧なものとなる可能性も大いにあります。この密閉型喫煙所の設置が、スモークフリーとかけ離れた政策とならないよう、受動喫煙防止の活動により力を入れていただきたいです。

自転車のヘルメット購入費の助成については、今年度申込みが殺到して対応等できなかったことの反省を踏まえて、そもそも何のためにヘルメット購入への助成をするのか、その根本的な事故防止に対する意識向上にもつながるような仕組みの構築を求めます。

また、4月からのすいすいバスの値上げについては、さきの議会等での私の質問への答弁において、これまでそういった検討をしているといった発言もない中、突然の提案であり、利用者等に対する十分な説明が求められます。

文教市民分野として、北千里地区公民館の全面委託に関する問題点は、先ほどの条例意見で述べたとおりです。

小学校給食費の半年間の無償化において、他市の対応状況等と比べると、半年のみという根拠は疑問符がつくものであり、当該補助の必要性は改めて検討され、必要であれば、下半期も無償とするなど柔軟な対応を求めます。

山五・山三小学校の来年度の統合における各種予算において、当事者の思いを酌んだ追加提案等が必要な状況と、1年で全てを終えることには既に無理が見えてきていると言わざるを得ない後々の対応については、子供たちの思いをおいてけぼりにしない、寄り添った対応を改めて求め、必要な予算は早期の追加提案を望みます。

さらには、新しい教育支援教室の体制における課題は、この4月以降の運営において、たくさん課題が見えてくると思います。その都度その都度、子供たちや保護者に寄り添い、公的責任において、不登校等支援を果たされることを強く望みます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

特殊詐欺防止に係る録音機能つき電話等の購入も、今年度に続き当初予算において実施される予定で提案をされていますが、予算の審議後でありましたが、悲しいかな、今月の12日に市役所内のATMにて特殊詐欺被害があったとのことでした。吹田市は吹田警察と連携をして、特殊詐欺被害の予防対策に努めていると言いながら、また、市役所1階はコンシェルジュの職員の方など、比較的職員の方々がたくさんおられる中、市役所内においてこのような事件が起こることは非常に遺憾でなりません。

一方で、警察等コンビニとの連携強化をしたことで、コンビニの店員の方々が、店員が何人も被害に遭う寸前の方々にお声をかけて防げたということも伺っています。地域等にて、市民や事業者向けの啓発活動はもちろん大事なことですが、いま一度、行政職員自身、皆さんの特殊詐欺防止等における意識づけが求められているのではないのでしょうか。市を挙げて対策、対応しているはずであるこの事業においても、このような状況ということは、他の業務においても職員の方々の業務に対する意識が低いのではないかと疑わざるを得ません。

実際、当該事業予算審議において、各担当者は、その事業実施の効果やその意義をどこまで把握、理解をされているのか、委員会にて質疑を行いました。不安になるような御答弁も多く、これらはどの時点で決まったのかと思う事業もありました。なぜこの事業が今必要なのか、必要とされているのか、いま一度、基本的な吹田市の業務に対する士気を上げる必要があります。今後は、現場で市民の対応などをされている職員の方々からのボトムアップの政策立案ができる風潮となることを心から望みます。

健康福祉分野については、障がい福祉年金廃止の財源に代わる経済支援相当において、当事者の意見を聞かぬままの提案となっている現状は、支援を必要とされている方々を愚弄するような状況と言え、到底看過できません。

昨年12月に手話言語コミュニケーション条例が制定され、障がい者等についてのコミュニケーション促進を図るための様々な予算提案も期待をいたしました。これらもいたってこれまでどおりとなって

おり、当事者の方々に広くアンケートすることなどを含めて、当事者それぞれの声に耳を傾け、早期に必要な予算を提案することを強く求めます。

財政総務分野について。中核市となったことで実施をされている包括外部監査の過去3か年のテーマは補助金、指定管理者、委託に関する事務でした。これらの監査において指摘をされた多くの指摘事項等は、当該年度事業においてのみでなく、その観点を生かし、改めて全事業において適切な予算として提案されているかについては、財政査定においても含めて、検討する必要があることを申し添えます。特に、指定管理の制度そのものの検討は十分にしていきたい。

令和6年度の予算は、後藤市長が3期目就任されて初めての当初予算でしたが、残念ながら、スクラップアンドビルドが見えない。政策立案において、市民の様々な生活背景は無視されている状況と言わざるを得ません。どこか市民の実態や思いとはかけ離れた予算編成となっていることには非常に遺憾である旨申し上げまして、当該予算については反対いたします。

なお、議案第4号の吹田市立児童会館条例の改正については継続審査となっており、まさか、継続中に何らかの関連予算の執行はさすがにされないとは思いますが、継続審査となっている意味をしっかりと捉えて、市民の声を行政の都合よく解釈するのではなく、ともに考え、その地域の特性に合った児童センターの整備、運営となるよう、地域や関係者との十分な対話を尽くし、熟考されることを強く求めまして、以上を意見といたします。

（傍聴席騒然）

○野田泰弘議長 傍聴人に申し上げます。

吹田市議会傍聴人規則により、拍手その他の方法で公然と可否を表明することは禁じられておりますので、そのような行為をしないよう求めます。

以上で討論を終わり、議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時 再開）

○野田泰弘議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程21 議案第30号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第30号について、審査いたしました経過並びに結果を報告いたします。

議案第30号は、令和6年度吹田市国民健康保険特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385億7,191万8,000円にしようとするものが主な内容であります。

分科会において審査の後、本委員会において本案に対する質問意見は別段なく、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第30号を原案のとおり承知いたしました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 第30号 吹田市国民健康保険特別会計予算について、会派を代表して意見を述べます。

大阪府が全国に先駆けて進める国民健康保険制度

の府内統一化によって、今年4月から保険料が大きく引き上げられます。この間、府が求める保険料率に合わせてきたことにより、今年度実績で保険料が高い市町村、全国上位50のうち、府内の市町村が30を占めており、全国的に見ても負担の重さは最悪水準になります。

来年度の値上げ幅を見ますと、例えば、年収300万円、夫婦と小学生以上の子供二人の4人世帯の場合、今年度の保険料が年間40万8,120円であったものが、来年度は45万9,170円になり、5万1,050円、12.51%の値上げになります。大阪府が示した標準保険料率医療分は所得に応じて決まる所得割が9.18から9.56%へ、子供も含め人数に応じて上乘せし、人頭税とも指摘される均等割は3万3,730円から3万5,040円となり、多子世帯や子育て中のシングル家庭等に深刻な影響が及ぶおそれがあります。

吹田市はこれまで、多子世帯や低所得者への負担軽減や、住民の生活状況などを踏まえて、独自の減免措置を実施してきました。また、今年度は、繰越金7億円を使って保険料の値上げを抑えたように、必要に応じた財政補助を行う努力をしてきました。しかし、府内統一化によって減免等、市独自の措置は取れないとしています。

厚生労働省の国民健康保険実態調査では、皆保険体制が始まった1960年代の国保は、加入世帯の世帯主の約7割が、農林水産業、農林水産業者と自営業者でした。しかし、現在の加入者は、非正規雇用の労働者が約3割、高齢者約4割であり、高齢者の占める割合は20年前の1.7倍に急増しています。社会経済構造の大きな変化の中で、国民健康保険は、現在では医療ニーズの高い高齢者や収入が低く不安定な非正規労働者の健康と命を守る大切な公的医療保険となっています。たださえ高い国保料は、滞納者も増えています。さらに値上げによって、国保料が払えず、保険証が交付されない期限付きの短期保険証となるなど、医療にかかれなくなるような事例をつくってはなりません。国民健康保険は、国民健康保険法に明記されているとおり、社会保障です。大本は、国の責任で高い国保料の引下げと、加入者の実態に合わせた制度改革をするべきです。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

全国知事会は2014年、将来にわたる国保基盤強化と負担の公平性の観点から、1兆円の公費投入の必要性を訴えました。1兆円増えれば、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの保険料と比べ約2倍の保険料をせめて協会けんぽの保険料と同水準まで引き下げることができます。公費負担を増額すること、また、他の保険にはない人数に応じてかかる均等割を廃止することを国、府に求めてください。法律で定められている各市町村による保険料の決定権、その権利を侵害する府内統一化は中止すべきであり、物価高騰で家計が悲鳴を上げている今、国保料の値上げは到底認められません。よって、本予算案を認めることはできません。

○野田泰弘議長 2番 梶川議員。

(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 議案第30号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計予算について。

本議案についての意見としては議案第9号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論、採決時に述べた意見と同趣旨であるということを示し述べ、重複を避け、以下、申し上げます。

高過ぎると言われる国保料がさらに値上がり、負担増に苦しめられる被保険者皆様に寄り添い、実情、実態などに応じた支援策を講じることを強く求め、本議案に対する意見とします。

○野田泰弘議長 以上で討論を終わり、議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○野田泰弘議長 次に、日程22 議案第31号、議員案第32号及び議案第34号から議案第39号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりました

ので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第31号、議案第32号及び議案第34号から議案第39号までについて、審査いたしました経過並びに結果を御一括して報告をいたします。

議案第31号は、令和6年度吹田市部落有財産特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,177万3,000円に、議案第32号は令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,568万1,000円に、議案第34号は、令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,307万2,000円に、議案第35号は、令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,232万円に、議案第36号は、令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,490万3,000円に、議案第37号は、令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億11万円に、議案第38号は、令和6年度吹田市水道事業会計予算案であり、収益的収入を85億1,618万4,000円に、収益的支出を76億266万6,000円にするとともに、資本的収入を18億6,757万7,000円に、資本的支出を54億8,635万7,000円に、議案第39号は、令和6年度吹田市下水道事業会計予算案であり、収益的収入を100億4,892万3,000円に、収益的支出を96億3,567万2,000円にするとともに、資本的収入を35億4,654万6,000円に、資本的支出を64億1,875万7,000円に、それぞれしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において本案に対する質問、意見は別段なく、続いて採決したところ、全員異議なく議案第31号、議案第32号及び議案第34号から議案第39号までを原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第31号、議案第32号及び議案第34号から議案第39号までを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号、議案第32号及び議案第34号から議案第39号までは原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程23 議案第33号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第33号について、審査いたしました経過並びに結果を報告いたします。

議案第33号は、令和6年度吹田市介護保険特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334億7,470万7,000円にしようとするものが主な内容であります。

分科会での審査の後、本委員会において、本案に対する質問、意見は別段なく、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第33号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 議案第33号 令和6年度吹田市介護保険特別会計予算について、日本共産党吹田市議会議員団を代表し、意見を述べます。

本予算は、2024年4月から3か年計画として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画と一体のものとして策定される第9期吹田健やか年金プランの介護保険事業について対応するものです。

歳入歳出とも334億7,470万7,000円が計上されています。歳入の50%は、第1号及び第2号被保険者による介護保険料となります。残りの50%のうち、国が25%を支出し、大阪府吹田市がそれぞれ12.5%ずつ支出をいたします。吹田市の65歳以上の介護保険料基準額が、2,000年4月当初の月額3,006円から2024年4月からは6,280円と、ついに2倍超えとなります。保険制度であるため、介護保険給付費が増えれば保険料額が引き上がることとなります。これでは介護保険料の引上げで、高齢者の暮らしが圧迫されるものになります。

議案第6号 吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてで意見をいたしました。改めて、国は歳入の50%を保険料で賄う現行割合を見直し、国庫支出割合を増やすべきであることを申し上げます。

歳出では、介護保険給付費が306億7,544万7,000円となっています。第9期健やか年金プランにおける推計では今後、要支援・要介護認定者が増加し、介護サービスの利用見込みが増加しています。とりわけ、訪問介護や訪問看護等訪問系のサービスは、ますます需要が増える見込みとされています。つまり、居宅サービス事業者による安定的なサービス提供が不可欠だということになります。

一方で、先般示された2024年度からの介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。コロナ禍のもと、要支援・要介護高齢者の暮らし、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

命を守るために、自らも命がけで必死の思いで奮闘されてこられた訪問介護事業者、事業経営者に大きなショックを与えており、強い憤りを覚えます。全国の約4割の訪問介護事業者が赤字経営であり、訪問介護員の深刻な人手不足や高齢化の問題は常態化しています。東京商工リサーチの調査では、昨年の訪問介護事業者の倒産件数は67社。休・廃業は360社、倒産、休・廃業を合わせると、過去最多の427社となっています。

基本報酬の削減が実施されれば、必要なサービス提供が行われない状況が起こるどころか、さらに休・廃業に追い込まれる事業者が出る可能性があります、まさに在宅介護の崩壊が危惧されます。

基本報酬は、介護事業所運営の基本財源であり、経営を安定させる担保につながるものです。訪問介護の基本報酬削減の撤回を強く求めます。

また、地域包括ケア推進の要としての役割を担う市内15か所の委託型地域包括支援センターの運営においても、この間、機能強化と併せて体制強化が図られ、2024年度より委託費が増額されるとはいえ、専門職の確保がままならない状況を打開できていません。これでは介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行うことができず、地方公共団体としての責任を果たすことはできません。

よって、本予算案を認めることはできません。

○野田泰弘議長 以上で討論を終わり、議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○野田泰弘議長 次に、日程24 請願第1号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。28番 有澤議員。

(28番有澤議員登壇)

○28番 有澤由真議員 文教市民常任委員会に付託されました請願第1号について審査しましたところ、請願の趣旨を不相当と認め、不採択とすべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告は不採択であります。

請願第1号について採決いたします。

本件について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者少数であります。よって、請願第1号は不採択と決しました。

○野田泰弘議長 次に、日程25 請願第2号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。28番 有澤議員。

(28番有澤議員登壇)

○28番 有澤由真議員 文教市民常任委員会に付託されました請願第2号について審査しましたところ、請願の趣旨を不相当と認め、不採択とすべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

○野田泰弘議長 報告が終わりました。

委員長報告は不採択であります。

請願第2号について採決いたします。

本件について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者少数であります。よって、請願第2号は不採択と決しました。

○野田泰弘議長 次に、日程26 議案第21号から議案第24号まで及び議案第27号を一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第21号から議案第24号まで及び議案第27号を採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第24号まで及び議案第27号は可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程27 議案第49号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御上程いただきました議案第49号 吹田市副市長の選任につきまして、3月31日付をもって任期満了となられます春藤尚久副市長の後任につきましては、引き続き同氏を選任いたしたく、提案をさせていただきます。

同氏はお手元の経歴書のとおり、昭和58年（1983年）に本市に就職して以来、会計、福祉、企画などの幅広い分野で活躍後、子ども部長、行政経営部長の要職を歴任されました。また、平成28年（2016年）4月からは、本市副市長としてその職責を果たされ、今後の本市行政における諸課題につきましても、その卓越した手腕をもって適切に対処することが期待できることから、本市副市長として最適の人材であると考え、御提案させていただくものでございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○野田泰弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。34番井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 議案第49号 吹田市副市長人選の副市長人選の選任について、大阪維新の会を代表して質問をさせていただきます。

我が会派はかねてより、特別職の選任に関しては、内外公募が望ましいと強く求めてまいりました。どのような人材を求められるのかを明らかにすることは、選任方法の公正性と透明性を高め、議会の同意の判断基準となり、さらには幅広い有能な人材を確保するという観点で、教育長や副市長の選任については、公募を採用されることを要求してきました。

しかしながら、このたびも、我が会派の求めには応じていただけない方法で御提案をいただくことと相なりました。11月議会の我が会派の特別職の選任のプロセスについて、公募を採用されることの代表質問で、市長は本市には推薦に足る資質を有する人材の職員を持ち、また、その候補者と一定の信頼関係を有していることから、特別職の選任については、公募の必要がないと述べられていらっしゃいました。

このたびの選任は3期目であることから、候補者との信頼関係はともすると、なれ合い、もたれ合いに変化し、新たな発想を封じ込め、より多くの有能で意欲のある人材の確保を妨げてしまうおそれがあるのではないのでしょうか。

既に2期務められている副市長の3期目の選任の御提案で、継続性が求められる特段の理由を御提案いただいております市長よりお聞かせください。

副市長や教育長の人選は、市長の専権だとは思いますが、これだけ世の中の環境の変化が激しく、誰にも正解が分からない時代では、市政にとって重要なのはスピードと柔軟性であると考えます。行政経験豊富な行政のプロの市長であるからこそ、副市長には、民間の経験がある方がつかれるのがよいかもしれません。内外部からの公募で、より広く有能な人材を求める必要性があると思います。

今回の人選で、内部人材でなければいけなかった理由、また、次回以降の特別職の公募について、私ども会派の求めに応じていただけるかどうか、市長のお考えをお聞かせください。

○野田泰弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 今回の副市長候補の人選に当たりまして、御質問を頂きました。初めに、候補とした春藤副市長について、内部人材を継続的に登用すべき必要性について御説明を申し上げます。

行政経営上、特別職たる副市長には、高い行政資質と経験、人格の高潔さにおいて特段優れており、市政運営方針の目指すところを市長とともに実現できる実務能力と意思を備えていること、これが最低条件と考えます。それを満足できる人材として、高い行政経験値を持つ内部人材たる春藤副市長に継続していただくことが最適であると考えております。

次に、特別職につきまして、これまでも公募を否定するものではないという考え方をお示しをいたしました。御指摘の趣旨も踏まえ、次の特別職の選任においては公募といたします。

そして、外部から御応募いただいた方、また、内部からの応募者、その他も含め、検討をさせていただきます。

以上でございます。

（「議長、関連質問」と発言する者あり）

○野田泰弘議長 2番 梶川議員に申し上げます。関連質問については1回に限り認めます。2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 すみません、突然のことで関連質問、お許しいただいてありがとうございます。今ちょっとすごく唐突感がもう否めない、何かすごく違和感を感じてしまったんですが、公募にするっていうことを、今ここで軽々に判断できることなのかどうか。例えばですけど、自分がやりたいと手を挙げる、その人が誰もが認める優秀な人なのかどうか、優秀な人は、ただ、優秀な人って発掘せえへんかったら、必死で探さへんかったら見つからへんかったり、ないしは、そういう方は自分でやるというような手を挙げるようなことはもうほぼない、その方を何とか就任してくれといったようなね、説得をしなきゃならないような場面等も当然あるでしょうし、また、市の特別職を特に副市長となってくると当然ですけど、市のことをこれまでの流れも含め、よく知っておられる人が望まれますが、それに加え

て人望が伴っていなければならないとも思いますが、公募にすることがかえって人材確保の門戸を狭めてしまうのではないかとしますので、今回は公募にすると今答弁されたことに関しましては、これ、申し訳ないんですけど一党派だけの思いを聞いてそれを尊重するのではなく、やはりあの議会全体の意見も聞くべきであると思います。

もちろんですけど、公募するとなったらどういう条件なのか、手続等はどのようにするのかといったことなんかも含めて考えていかなければならないと思いますが、やはり全体的な意見をよくよく聞いてから、公募するしないというのは決定すべきであり、安直に今決められることではない。

また、公募されてですね、成功している事例っていうのが全国的にもちょっと少ないというか、やっぱりあかんかった場合はどうしていくのかっていうようなこととかもあります。ただ、やはりしっかりと検討をして、公募という手法を採用するかしないかかっていうことも含めてしっかりと考えるべきであるということをお願いしたいと思います。

市長、やはり、今次は公募すると言いつけておられましたけれども、それをなさることに対して、はっきり言って、ここでそれ、判断して答えられることじゃない。やはり検討した結果、公募というその手法を採用しないということもあるのか、ないのか、明確に御答弁ください。

○野田泰弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま、特別職の選任、候補の選任につきまして、これはあくまでも市長の専権事項でございます。いかなる方法で選任をしてこの議会に御提案をしても、その人物が最適であるかどうか、適性を、ただいま御指摘のように、適性をお持ちかどうかを御判断するのは議員の皆さんでございます。その方法につきましては、様々なアドバイスはこれからいただきながら、それから、他事例も研究しながら、最もよい方法を採用して、御議会の皆さん全員に御賛成いただけるような候補を選びたいと思っております。

以上でございます。

（「議長、関連質問」と発言する者あり）

○野田泰弘議長 以上で質疑を終わります。

関連、はい。

3番 五十川議員に申し上げます。関連質問については1回に限り認めます。3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議長のお許しをいただき、関連質問させていただきます。

今の市長の御答弁ですと、公募も含めて今後も適切な方法を検討するといった御答弁かと思えます。先ほどの初めに聞かれた委員さんへの答弁と矛盾すると思いますが、その点いかがお考えですか。結果的に、次回は公募すると、一人目の議員さんにはおっしゃっていて、二人目の議員さんの答弁では、適切な方法を検討するということになっておりますので、公募も含めて適切な方法を今後模索すると、検討するというので、よろしいでしょうか。再度確認させていただきたいと思えます。

以上です。

○野田泰弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御確認でございますが、先ほど私が御答弁をした内容と、一言一句変わるところはございません。

○野田泰弘議長 以上で質疑を終わります。

○

○野田泰弘議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行します。

○

○野田泰弘議長 議事の都合上、暫時休憩します。

（午後1時36分 休憩）

○

（午後2時20分 再開）

○野田泰弘議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの休憩前に、五十川議員の関連質問を受ける際、五十川議員の関連質問を求める声に気づかず、質疑終了を宣告させていただきましたが、その際の私の質疑終了の宣告については、訂正をさせていただきますので、御了承願います。

続いて、議案第49号について討論に入ります。意見を受けることにいたします。2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案49号 副市長の人選案件について意見申し上げます。

休憩前に、この議案に対する質疑の中で、市長に対する見方、うがった見方と言われるかもしれませんが、私から見たら、大変強権的な質疑に対して、市長が何か屈服されたような御答弁をされていたというふうに見受けられましたので、これはあかんといいことで関連質問させていただきました。

ただ、やはりしっかりと民主的な議会でなければならぬということ、ここにおられる議員諸兄皆様に申し上げておきますし、やはり自分たちの要求を通すために詰め腹を切らせるような、そういうものがこの議場で繰り返されることのないよう、強く願って意見として申し述べておきます。

やはり、人選案件についてはやはり、その方その方の人格を否定するというか、やはりその方に傷をつけるかもしれない、そういう危険性があるものであって、やはりその辺りについては非常に繊細でセンシティブで、もっともっと慎重に丁寧にやっていかなければならないところ、やっぱり先ほどの質疑の内容では、ちょっと不安を感じました。私たちはやはりしっかりと、こういったものについても、市と議会が両輪となって、よくなるために、しっかり働く者同士、その行政の筆頭に立つのが副市長でありながら、私もここ1年見てますと、そのような姿勢で、私たちとの対話も会話もなさっておられないということはもうつぶさに見てまいりました。やはり、様々な方面から私たちも聞く耳を持っておりますので、聞いておりますところ、あまり芳しくないというか、やはりその辺りも強硬的な独断的なものもあって、やはり市民のほうを見ておられないんじゃないかといった声も多数あるのは事実であります。

そういったこともありますことから、本案件については我々は申し訳ないですけど、賛同いたしかねるものではありませんが、やはり市として、議会として、ともに市民のために働いていくためにはどうす

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

べきなのか、これはしっかりと、これから膝交えてでも話し合う、その必要な必要なときが今本当に来てるんじゃないかということ強く申し述べまして、意見といたします。

○野田泰弘議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 議案第49号 吹田市副市長の選任について、会派を代表して意見を申し述べます。

特別職の選任について公募を実施していただくことの答弁をいただきました。今後の運用で、選任方法の公正性と透明性を高めることができ、また幅広い有能な人材確保につながれば、市政にプラスとなると存じます。

公募の運用については、市が目指す方向性を示し、その目標に向けて、市ではなく、適切な人材を選ぶことができるよう、選定委員会等をつくって、公正な人選人選を行っていただきますようお願いいたします。

ただ、次の特別職を公募したから終わりではなく、それ以後も市政の発展のために、幅広く有能な人材確保を目標とした公募を実施していただくことを要望して、議案第49号 吹田市副市長の選任についての賛成意見といたします。

○野田泰弘議長 以上で討論を終わり、議案第49号を採決いたします。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。よって、議案第49号は同意されました。

ただいま選任に同意されました春藤尚久氏から挨拶を受けることにいたします。

○春藤尚久氏 本会議開催中の貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

まず、これまで私が副市長の職務を遂行できたのは、皆様方の一方ならぬ御支援、御協力のおかげと、厚く御礼を申し上げます。

そして本日、副市長の選任同意に再び同意いただきまして、改めて私の使命として、未来への必要な

投資と、財政の健全性の維持、この二つの両立を図りながら、市民満足度の高い市政運営に努めるべきと固く決意した次第でございます。

引き続き、皆様方のお力添えを賜りまして、市政運営を担っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。本日はありがとうございました。

(拍手)

○野田泰弘議長 次に、日程28 議案第50号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 ただいま御上程いただきました議案第50号 吹田市監査委員の選任につきまして、3月31日付をもって任期満了となります。谷 義孝吹田市監査委員の後任につきましては、川西英之氏を選任いたしたく、提案をさせていただきます。

同氏はお手元の経歴書のとおり、平成7年(1995)年から平成30年(2018年)まで朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)や、新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)において、立派にその職責を果たされるとともに、公認会計士並びに税理士として、現在は川西会計事務所代表として御活躍の方でありまして、人格、識見ともに、本市監査委員として最適の方と考え、御提案させていただきます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○野田泰弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め討論を終わり、議案第50号を採決いたします。

本件について同意いたしましても、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

異議なしと認めます。よって議案第50号は同意されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程29 市会議案第1号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。10番玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 ただいま上程されました市会議案第1号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第1号は、政府に対し、政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○野田泰弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第1号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、市会議案第1号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 次に、日程30 市会議案第2号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 ただいま上程されました市会議案第2号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第2号は、政府に対し国際的な知見に基づくPFAS対策を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御

承認賜りますようお願い申し上げます。

○野田泰弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、討論を終わり、市会議案第2号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。よって、市会議案第2号は原案どおり可決されました。

○

○野田泰弘議長 以上で、日程は終了いたしました。

閉会に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 2月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

御提案させていただきました諸議案につきまして、それぞれに御結論を賜り、また、人選案件につきましては、格別の御高配を賜りまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

御審議の中でいただきました御意見、御指摘につきましては、その趣旨を十分に踏まえまして、今後の市政運営を進めてまいりたいと存じます。

本年1月1日に発生をしました令和6年能登半島地震に関しましては、本市は発災当初から被災地への重層的な支援に当たってまいりました。改めて、各地で頻発する大規模災害を我が事として、今後も防災、減災、そして自治体間の連携を強化をしてまいります。

議員の皆様方におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に際しての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○野田泰弘議長 2月定例会を閉じるに当たり、私からも一言御礼の御挨拶を申し上げます。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

去る1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震では、時と場所を選ばない自然災害の恐ろしさを改めて思い知るとともに、防災・減災対策などの重要性を再認識することとなりました。

そのような中、本市においては本年4月から市北部の防災活動拠点となる吹田市総合防災センターが本格的に稼働いたします。理事者におかれましては本施設の開設を契機に、今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震などの災害に備え、防災対策をさらに強化するとともに、市民の皆様が安心して暮らすことができる安全なまちづくりの取組をより一層推進していただきたいと思います。

そのほかにも現下の物価高騰により厳しい状況に置かれている市民や事業者の皆様に対し、市として必要に応じ、有効な支援策を講じていただきますよう申し添えていただきます。

また、議員各位におかれましては、本定例会において提案された令和6年度当初予算案などをはじめとした数多くの重要な議案について、去る2月16日

より連日にわたり、様々な視点から熱心に慎重に御審議頂きました。このような充実した審議に加え、議会運営にもこれまでどおり全面的に御協力を賜り、おかげをもちまして本日無事に閉会の運びに至りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

最後になりますが、この3月末で退職をされる職員の皆様におかれましては、よりよいまちづくりや市民のために、長きにわたり御尽力いただき、誠にありがとうございました。今後の御健勝とますますの御活躍をお祈り申し上げます。

また、定年延長などで、来年度以降も業務に従事される職員の皆様におかれましては、市民生活の維持向上と市政発展のために、引き続き御尽力を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を閉じるとともに、2月定例会を閉会いたします。

(午後2時36分 閉会)



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	野田泰弘	
吹田市議会議員	後藤久美子	
吹田市議会議員	矢野伸一郎	